

鎌倉市パートナーシティ制度基準

前文

本市は、美しい自然遺産と豊かな歴史的遺産がある古都であり、年間 1900 万人前後の観光客が訪れる観光都市でもあります。本市は、地域住民が国籍の違いを超えて心豊かに暮らし、訪れる人には魅力のある、世界に開かれた鎌倉を目指して、まちづくりを進めています。

本市は、今まで国内外のさまざまな都市から都市提携の申し出を受けており、世界の諸都市と交流を広げていく潜在的な可能性を持っています。しかしながら、今後、こうした都市と現行の姉妹都市と同様の包括的な交流を行っていくことは、事実上困難です。

とりわけ、グローバル化の進展とともに、あらゆる分野で団体や企業による交流が主流となり、国際交流は既に行政主導から民間主導の時代へ移行しています。

こうした状況のもと、今、本市に求められる都市交流の手法として、市民主体で交流を進めている相手都市を対象に、特定の分野に限定した新たな都市提携を行うことにより、国内外のより多くの都市との交流を可能にするとともに、市民主体の自主的な交流を促進するため、鎌倉市パートナーシティ制度を創設するものです。

1 基本方針

交流に関する基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 民間団体間の交流等をきっかけとする民間団体主導型とする。
- (2) 既に本市の民間団体と対象都市の民間団体との間に交流の実績があり、その民間団体の交流分野におけるパートナーシティ提携を行うことにより、団体間の一層の交流を促進する。
- (3) 現行の姉妹都市提携のようにあらゆる分野での包括的な交流を目指すのではなく、特定の分野に限定した交流を進める。
- (4) 提携に要する準備、予算等を要しない提携ができることを基本とする。

2 対象都市の条件

この制度により提携することとなる国内外の都市（以下「対象都市」という。）として、次の要件を満たすこととする。

- (1) 対象都市は、歴史、自然環境、文化等において本市と共通性を有すること。
- (2) この制度は市民間の交流を本旨としていることから、市民団体による特定分野における交流が一定期間継続し、安定した活動が期待できること。

3 鎌倉市パートナーシティ団体の条件

パートナーシティ提携における本市の民間団体の条件は次のとおりとする。

- (1) 団体の目的、組織及び代表者の定めがあり、10 人以上の構成員から構成され、その 3 分の 2 以上が市内に在住、在勤又は在学する者であること。
- (2) 市内に活動拠点（事務所又は連絡場所等）を有すること。
- (3) 3 年以上にわたり、対象都市の民間団体と交流実績を有すること。
- (4) 営利事業、政治活動、特定の個人のための活動又は宗教活動を主たる目的とする

団体でないこと。

4 特定交流分野

この制度において、交流する特定の分野は、次のとおりとする。

(1) 歴史的遺産保全・活用

歴史的遺産保全・活用について、人的交流、情報等の交換を行う。

(2) 都市景観、まちづくり

都市景観、まちづくりについて、人的交流、情報等の交換を行う。

(3) 環境保全

環境保全での人的交流、情報等の交換を行う。

(4) 観光・産業振興

観光、伝統産業、商業等の分野での人的交流、情報等の交換を行う。

(5) 教育、文化、芸術

教育、文化、芸術での人的交流、情報等の交換を行う。

5 提携合意に関する具体的な手続

提携合意に関する具体的な手続は、次のとおりとする。

(1) 本市と提携を予定している都市との間に提携合意の協議が終了した後に、本市と対象都市双方首長が合意文書を交換することによるものとする。

(2) 対象都市の民間団体と交流実績のある本市の民間団体には、団体を顕彰した「鎌倉市パートナーシティ団体認定証」を交付し、今後の交流を一層促進することとする。

(3) 提携を行おうとするときは、あらかじめ鎌倉市都市交流推進委員会の意見を聴くこととする。

6 本市の支援

本市における鎌倉市パートナーシティ団体への支援は次のとおりとする。

(1) 本市は、広報、ホームページ等の広報媒体による交流活動の紹介や交流事業への後援名義の使用承認を行う。

(2) 鎌倉市都市交流事業等奨励金交付要綱に基づき、奨励金を交付するものとする。

7 経費負担

交流事業の実施にかかる経費は、本市の民間団体の負担とし、本市は、原則、対象都市との情報交換及び事務連絡、本市の市民への情報提供など事務的経費について負担することとする。

8 その他

この制度は、市民間の交流を本旨としているため、行政間の儀礼的な相互訪問や周年事業は行わないものとする。

付則（平成23年6月7日市長決裁）

この基準は、平成23年6月7日から施行する。